



琉球大学学術リポジトリ

University of the Ryukyus Repository

Title	ドイツにおける市場経済システムの受容問題に関する考察
Author(s)	石田, 一之
Citation	九州地区国立大学教育系・文系研究論文集 = The Joint Journal of the National Universities in Kyushu. Education and Humanities, 7(2): 1-20
Issue Date	2021-03-31
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/47805
Rights	

ドイツにおける市場経済システムの受容問題に関する考察

石田一之*

はじめに

ドイツ国内において、数多くの機会において、国民による自国の経済システムに対する評価が減退していることが示され、ドイツ国内ではそのような情報には多くの注目が集められた。ドイツ連邦経済技術省（現経済エネルギー省）科学諮問委員会は、この問題を重要な政策課題として認識し、経済システムに対する評価の問題を受容問題(Akzeptanzprobleme)という形で提起し、その取り組み内容は、2009年9月の所見(Gutachten)にまとめられた¹。その後、ドイツ社会政策学会(Verein für Socialpolitik)においても、市場経済の受容問題が取り上げられ、2013年に論集にまとめられている²。2009年の「秩序経済学へのフライブルグ学派シンポジウム」の市場経済と社会的正義にかかわるセッションの中でも取り上げられている³。経済システムに対する受容の問題は、一般的な市場経済システムの受容の問題と、経済システムにおける公正や正義に関する受容の問題との2つの項目に大別できる。

1. 代表的なアンケート調査

国民へのアンケート調査の代表的なものとして、世論調査機関アレンスバッハ社が1990年以降（旧東ドイツ地域で1990年開始、旧西ドイツ地域は1994年開始）実施しているアンケート調査がある。2010年にベルテルスマン財団とハインツ・ニックスドルフ財団が同社に委託した調査『ドイツにおける社会的市場経済に対する立場』⁴の資料によれば、自国の

*琉球大学 国際地域創造学部

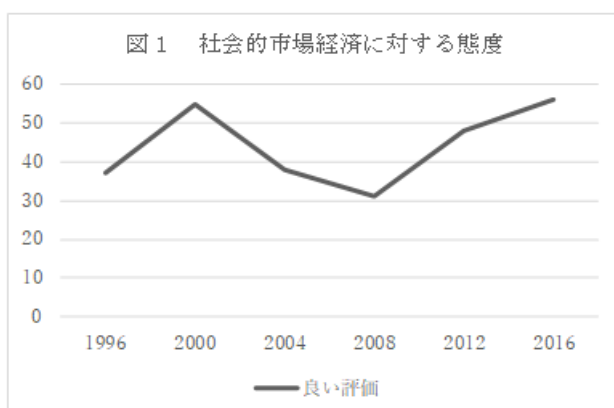
¹ Wissenschaftlicher Beirat beim Bundesministerium für Wirtschaft und Technologie : *Akzeptanz der Marktwirtschaft: Einkommensverteilung, Chancengleichheit und die Rolle des Staates*:2009.

² Theurl, T.(Hg): *Akzeptanzprobleme der Marktwirtschaft: Ursachen und wirtschaftspolitische Konsequenzen*, Schriften des Vereins für Socialpolitik 336, Berlin, 2013.

³ Vanberg, V.(Hg.): *Marktwirtschaft und soziale Gerechtigkeit*, Tübingen, 2012.

⁴ Institut für Demoskopie Allensbach im Auftrag der Heinz Nixdorf Stiftung und der Bertelsmann Stiftung(2010): *Einstellungen zur sozialen Marktwirtschaft in Deutschland im Jahresanfang 2010*, Gütersloh, 2010.

経済システムに対して「良い評価」(eine gute Meinung)のドイツ連邦市民の割合は2000年が55%であり、それ以降に明白な下降が見られ、2008年に31%まで低下している。この資料によれば2008年以降再び良い評価の割合が上昇し2010年には38%となっている。一方「良くない評価」(keine gute Meinung)と答えた人の割合は2000年が14%であり、2008年に38%まで上昇し、2010年には28%に低下している。また、2010年以降の同機関の調査に関して、同じ質問項目における2012年の数字は良い評価が48%、良くない評価が22%となっている⁵。(図1)



出典：2010年まで、Institut Für Demoskopie Allensbach (2010)、2012年、Institut Für Demoskopie Allensbach(2012)、2016年、WirtschaftsWoche(2016):Losse,B.(2016.9/25)より作成。「良くない評価」に関する2012年までの数値は1996年28%、2000年14%、2004年31%、2008年38%、2012年22%である。(出典:同じ。)

して適用される規則の拡大は、多くの企業経営者の冷静な行動につながった。この結果、金融危機の国民への作用は総じて限定的なものにとどまったことが、評価が上昇した理由とされている。

アレンスバッハ社社長ケッヒャー(R. Köcher)は、2016年の講演で、「われわれの経済システムに肯定的に見ているのは、西ドイツ地域で59%、東ドイツ地域で44%である。」⁷と東西ドイツ間での評価の違いについて述べている。

ケッヒャーは、2017年の講演において、「経済システムの受容が経済システムの成果に依存している」⁸、と述べている。このことは、彼女によれば、システムへの信頼が景気依存的事であることを意味している。

このことは1990年以降の東西ドイツの展開においても示された。東ドイツ国民の当初の

2010年の同調査報告には、2008年以降に「良い評価」の割合が上昇に転じた理由が記されている⁶。2008年の金融危機以前において、締結された賃金の上昇とエネルギー価格の低下、並びに2005年から2007年までと比較して就業者数の上昇が見られ、そのことが金融危機後にも私的消費を安定化させる役割を担った。金融危機の開始時におけるドイツ首相と財務相の保護の約束は国民がパニック的反応をすることを防いだ。景気プログラム、とりわけインフラ施策への追加的な投資と短時間労働者に対

⁵ Institut für Demoskopie Allensbach : *Das Unbehagen am Kapitalismus, Eine Dokumentation des Beitrags von Prof.Dr.Renate Köcher*, 2012,in, Anhangtabelle.

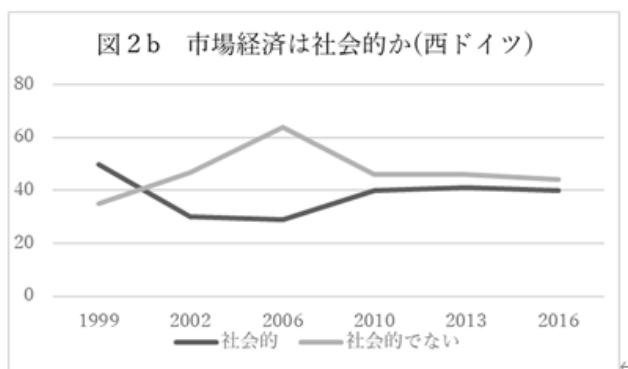
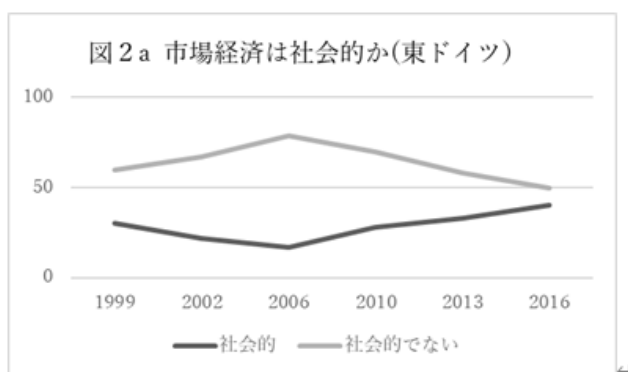
⁶ Institut für Demoskopie Allensbach : 2010, S.2.

⁷ Losse,B. :Allensbach-Umfrage, Kein Starker Rückhart für die Marktwirtschaft. In:Wirtschafts Woche 2016.9.25.

⁸ Köcher,R.: Die Akzeptanz eines Wirtschaftssystems ist abhängig von seinem Erfolg、Ludwig-Erhard -Preis Für Wirtschaftspublizistik. 19. Feb 2018.

陶酔した市場経済への判断は、統一のブームに続いたりセッションと、当時東ドイツにおいて急速に増大した失業の印象によって、悪化した。のちに西においても東と同様、2000年から2005年間の局面において市場への信頼は低下した。この時点において、人民の広範な部分は、ドイツは経済的にその頂点を超えたと確信した。失業とりわけ長期失業が増大し、同様に労働者による、彼の職場の安定への懸念も増大した。分配の余地は小さくなり、同時に国家による保障のいくつか撤去された。これらの帰結として経済システムへの信頼は低下した。

しかし2005年の後の長期の景気高揚とともに、信頼はしだいに戻った。経済・金融危機の期間は短く、人民への帰結はわずかであり、政治、企業、そして社会の共同体的努力は、危機を人民から遠ざけ、システムへの信頼をしだいに安定化した。そして過去12年において市場経済への信頼はより高まった。しかし一方で、2016年の時点でも、東ドイツでは、支持が44%と50%を下回る水準にとどまり、「東ドイツにおける市場経済は、西と比較して顕著にわずかな支援しか見られない」⁹、と東西ドイツ間での差異が問題視されることとなっている。



出典：Hampe, P. (2018), Wie sozial ist die Soziale Marktwirtschaft?

「社会的でない」と答えた人の割合は49%であった。

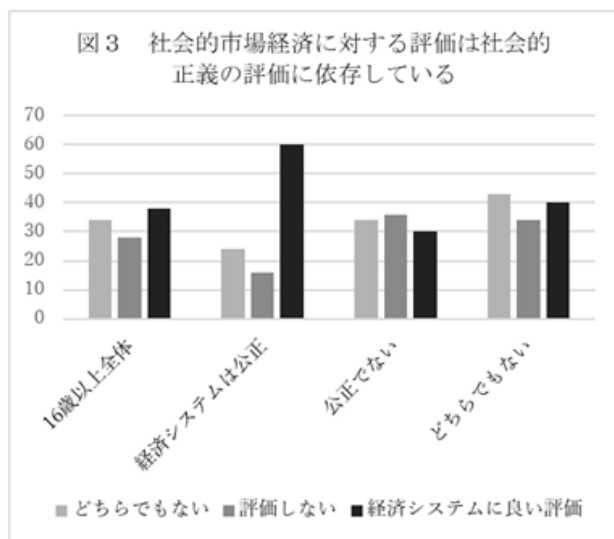
調査におけるもう一つの重要な傾向は、質問されたドイツ国民の多数が、市場経済に対する「社会的」という添え字を不当と表明していることである¹⁰。2010年の調査報告における質問内容は「われわれは社会的な市場経済を保持するか、それともわれわれの市場経済は現実には社会的ではないか」というものである。2000年以降、「現実には社会的でない」と答えた人の割合が、「現行の市場経済システムを社会的と感じる」人の割合を上回り始め、両者の差異は2006年には最大となり、「社会的でない」と答えた人が62%、「社会的と感じる」と答えた人が24%であった。その後「社会的と感じる」人の割合が改善し、2010年には35%まで上昇した。同年において

⁹ Losse, B. ibid.

¹⁰ Institut für Demoskopie Allensbach : 2010, S.5.

ケッヒャーは、2017年の講演において、「何が社会的市場経済の内容を占めるかに関する市民の観念において、企業家的自由は興味あることに、全く下位に置かれた役割しか占めず、大多数は、社会的市場経済は、とりわけ、社会保障、公正な労働条件と賃金、安定した職場、機会の正義、分配の正義、そして福祉によって特徴づけられる」¹¹と述べている。そして、4分の3の市民は、社会的市場経済をとりわけ、失業と疾病に対して市民のリスクを社会的に取り除くことに関連付けている。約70%は、保証された職場、56%は所得と財産の公正な分配と関連付けている。そして注目すべきは、31%のみが、社会的市場経済はわけても企業家的自由によって特徴づけされると確信しているに過ぎないことである。

図2は、上記の「われわれは社会的な市場経済を保持するか、それともわれわれの市場経済は現実には社会的でないか」という質問項目について、旧東西ドイツそれぞれに、同じアレンスバッハ社のデータに基づき作成された2016年までの数値を表している¹²。2000年代中ごろまで、双方の地域において、人口の多数が、ドイツにおける市場経済は現実には社会的でない、と答えている。ここにおいて旧西ドイツ地域よりも、旧東ドイツ地域のほうが批判が大きい。そして批判が最高点であった年度は、失業率が最高点に達していた年度とも一致している。その後、社会的であると答えた数値は改善しているが、社会的でないと答えた割合は、東西ドイツとも上回っている。



出典: Institut Für Demoskopie Allensbach (2010): Einstellungen zur sozialen Marktwirtschaft in Deutschland

くない評価」と答えている。(図3)

2011年にベルテルスマン財団がインファス社に委託した調査、『社会的市場経済の将来』は、ドイツ国民の自国の経済システムに対する評価において2010年の調査報告とは異なっ

2010年の調査報告では、経済システムに対する評価が公正に関する評価と密接に関連していることが示されている¹³。ドイツにおける経済関係を「公正」と感じる人の60%は、社会的市場経済に「良い評価」を与えているのに対し、「公正でない」と感じる人の間で社会的市場経済に「良い評価」を与えているのは30%である。また経済関係を「公正」と答えた人の16%のみが、社会的市場経済に「良くない評価」と答え、経済関係を「公正でない」と答えた人の36%が、社会的市場経済に「良

¹¹ Köcher, R.: ibid.

¹² Hampe, P.: Wie sozial ist die Soziale Marktwirtschaft? in ,ifo Schnelldienst 71 Jg.(15), 2018, S.12-13.

¹³ Institut für Demoskopie Allensbach: 2010, S.17.

た側面を明らかにするものである。その内容は、「経済的には業績力がある、しかし社会的共生は危機にある」¹⁴というものである。本調査は2020年を展望してドイツの経済モデルと社会モデルの業績力を判断する、という形で行われたアンケート調査であり、ここで明らかになったことは、「差異化された2つの像」、すなわち経済発展に対する積極的評価と、社会的共生並びに社会保障システムの発展に対する懐疑であった。

ドイツ企業の経済力への信頼に関して、44%は10年以内にその国際競争力が今日よりよりよく改善すると答えている。一方、そうでないと答えた人は19%にすぎない。さらに38%の人はさらに強い経済成長を期待している。ドイツ教育システムに対してしばしば強調される欠点にもかかわらず、41%は国際比較において2020年には学生のより高い業績力が達成されると考えている。18%のみが業績水準が低下すると考えている¹⁵。

それに対してドイツ人におけるネガティブな将来の期待は社会的共生の側面に認められる。質問された人の63%は、所得の差異がより大きくなると答え、16%のみがこの領域におけるポジティブな展開がなされうると考えている。51%は社会的共生がより弱くなると考えている。42%の人は、個人的な上昇の機会が悪化すると考えている¹⁶。

2. ドイツ経済技術省科学諮問委員会の取組み

ドイツ経済技術省（現経済エネルギー省）科学諮問委員会は、国民の市場経済秩序に対する受容の低下を深刻な問題として受け止めるとともに、低下していく受容のありうべき原因の評価と、それへの対策を所見、『市場経済の受容：所得分配、機会の均等と国家の役割』において企図した。所見は3つの目的を持って構成されている¹⁷。第1は、基本的な市場経済メカニズムとドイツにおける市場経済システムの経験を記述することである。第2に、ドイツにおける所得分配、労働市場の展開、機会の均等への事実上の実証的な調査結果を明らかにすることである。第3に、その調査結果に基づき、いくつかの提案された諸施策が、それらが諸目的の達成につながりうるかを検証することである。

所見の中でもたらされた帰結は以下のような内容である¹⁸。

- 1) 過去数十年における市場所得の分配は相当不平等となっている、にもかかわらず国家的再分配のゆえに可処分所得においては不平等の程度はより少なくなっている。また、市場所得の不平等の増大の大部分は平均世帯の大きさの変化によって説明可能である。労働市場においては、アジェンダ2010の諸改革（とりわけハルツIV）に基づいて、状況が危機以前よりも改善された。

¹⁴ Bertelsmann Stiftung: *Infas-Umfrage: Zukunft soziale Marktwirtschaft.*,2011.S.2 -3.

¹⁵ Bertelsmann Stiftung:*ibid*, S.13.

¹⁶ Bertelsmann Stiftung:*ibid*, S.13.

¹⁷ Wissenschaftlicher Beirat :2009.a.a.O.

¹⁸ Wissenschaftlicher Beirat.:*ibid*,S.6f

- 2) 市場所得の分配と個人の上昇の機会が教育によって影響される。ドイツでは教育の業績は、とりわけ高等教育部門の大規模な改革にもかかわらず、比較可能な諸国よりも社会的素性に依存している。
- 3) 国家は、危機の時代においても、市場プロセスにおけるあらゆる市民により良い機会を与えることを目指す長期的諸施策を見失ってはいけない。
- 4) 市場と国家の分離線は、国家は市場プロセスに対して適切な秩序枠を提供し、直接的に市場の成果に干渉しないように引かれるということが基本的なことである。
- 5) 長期失業は最大の貧困リスクである。このリスクは流動的な労働市場を通して和らげられる。
- 6) 保護的諸施策、とりわけ個々の企業や産業の保護は長期的には労働市場のリスクを和らげず、直接厚生に結びつく。

諮問委員会は、観察可能で経験可能なデータに対して、より実証的に高い複雑性水準を必要とする分析を行うことによって、可処分所得の不平等は、確かに存在するものの、公的データ上で認識可能となる程度に対して、人が正しいデータを知ったとき、外見上に現れるほど大きくない、という事実を明らかにしている¹⁹。

3. ドイツ社会政策学会の取組み

ドイツ社会政策学会の論集、『市場経済の受容問題:原因と経済政策上の諸帰結』のなかでザウアーラント(D. Sauerland)は、今日の市場社会の秩序理念に理論的受容を与えている秩序構想を明らかにしようとしている。ここでは経済システム全体を個人的自由と個人的資源配分活動の平面と、その延長線上で基礎づけようとしている²⁰。

ザウアーラントによれば、市場社会に高い受容をもたらす理論的基礎付けのために第一の擁護される価値は、資源配分活動における活動内容を自己責任的に形成しうる市民の自由である²¹。また資源配分活動の背後においてそれを駆動させる力として存在する競争の本性として示されることは、この活動においては、勝者と敗者が存在するということである²²。このとき資源配分への関与は、成果における不平等をもたらす。これに対してこの市場社会の構想に賛同をもたらそうとする議論は、市場の内部での潜在的敗者の状況は、他の経済秩序におけるよりも明白によりよくなっているということを主張する²³。

社会的市場経済の理念において、このような、基本的にそれ自身長所があり受容もたらし

¹⁹ Wissenschaftlicher Beirat: *ibid*, S.23.

²⁰ Sauerland, D. Zur beziehung von Akzeptanz, Gerechtigkeit und Leistungsfähigkeit der Sozialen Marktwirtschaft., in: Theurl T.(Hg.): *a.a.O.* 2013. S.58.

²¹ Sauerland, D.: *ibid.*, S.57.

²² Sauerland, D.: *ibid.*, S.57.

²³ これには相対的利益(realtive Vorteil)の議論が相応する。Sauerland, D. *ibid.*, S.58.

うるメカニズムとしての競争秩序は、同時に、一時的所得と財産の分配の不平等を生み出す
が、社会的市場経済はこれらの不平等を、所得と財産の二次的分配を企図することによっ
て、改訂する²⁴。そしてこれらの再分配の活動規則は国家によって設定されるべきであると
される²⁵。

このような所得と財産の二次的分配に対して人々が同意することに至る論拠も、経済行
為者の自利と個人的資源配分の視点から基礎づけられる。すなわち、ここでは資源配分活動
の潜在的敗者はそのような再分配規則にも同意しうると同時に、資源配分活動の潜在的勝
者のよく理解する自利もまた、彼らの利益の一部を譲渡することに同意するのである²⁶。ザ
ウアーラントは、これら自利の方向付けからの基礎付けとして、1) 社会的平和の標準的要素
を確保するための、潜在的敗者への支払い猶予プレミアの額、2) 現実の勝者が将来には自身
が敗者に属するという場合のためのロールズの意味での保険の理念、3) 所得移転支払いに
よって経済全体の需要を安定化させる可能性、といった理由を挙げている²⁷。

これらの議論の延長線上にさらに市場のための社会政策が基礎づけられる²⁸。無知のベール
のもとでは誰もが資源配分活動の潜在的敗者となりうるものであり、彼らは、自由意志的連
帯性の意味での自由意志的再分配施策を通して、特定のリスク、とりわけ不可避の老齢のリ
スク、疾病のリスクに対して防御しようとするのである²⁹。さらに最小限のリスク防御にと
どまらず、自由民主主義の手続きによって施策の投入が合法化された施策は実行される。

あらかじめ計画された再分配は、資源配分の競技（ゲーム）への資源の最大の投入の限定
と、社会的最低保障への保険的支出としても解釈しうる³⁰。社会的最低保障の導入を通して、
この資源配分競技（ゲーム）は、もはや当該者の生存自体には関わらなくなっていることが
重要である。これは、資源配分ゲームにおける高いリスクを消滅させることを可能とする。
さらにこれは、市場経済の形成の力と個人における責任の統一をそれほど強く解体しない
限り、総じて生産的であり得る。

このようにそれ自身社会的賛同を得る力のある市場経済の機能に加えて、二次的再分配
並びに市場経済のための社会政策の理念を伴うことによって、社会的市場経済の活動規則
は、経済秩序構想として国民に対して理論的受容を生み出すメカニズムを内包していると
言えるのである³¹。

²⁴ Sauerland,D.,ibid,S.58

²⁵ Sauerland,D.,ibid,S.58.

²⁶ Sauerland,D.,ibid,S.58.

²⁷ Sauerland,D.,ibid,S.58.

²⁸ Sauerland,D: Die Gesetzliche Krankenversicherung in der Sozialen Marktwirtschaft, : eine Ordnungspolitische
Analysis, in: ORDO,Band 55, S.210.

²⁹ Sauerland,D.,ibid.,S.210

³⁰ Sauerland,D: 2013, a.a.O.,S.58.

³¹ この点に関してザウアーラントは次のように述べている、「社会的市場経済の仮説的賛同あるいは受
容は、周知の無知のベールのもと、100%である。このベールは、事実上の自己の競技におけるポジシ
ョンとは独立に活動規則を評価することを可能とするものである」。Sauerland,D.ibid,S.59.

社会的市場経済の活動規則の受容の低下は、彼の言う行為の受容という意味における回避反応につながることから出発して、低い受容はさらに経済秩序の業績力を低下させる可能性がある、と述べている³²。そのような業績力の侵害を回避または低下させようとするならば、社会的市場経済の受容を高めるための手がかりを見いだすことが重要である。

ザウアーラントは、国民による自国の経済システムに対する社会的受容を高める原因となりうるパラメーターとして「相対的利益」(relativer Vorteil)、「両立性」(Kompatibilität)、「複雑性」(Komplexität)、「評価」(Evaluation)そして「観察可能性」(Beobachtbarkeit)という5つのパラメーターを挙げている³³。

「相対的利益」とは、他の経済システムにおける成果との比較において明らかとなる自国の経済システムの優位性である³⁴。「相対的利益」の視点からは、市場経済システムの内部での潜在的敗者の状況は、他の経済秩序におけるよりも常に明白によりよくなっている、ということが強調されねばならない。

「両立性」の観点において特に重要と考えられるのは正義の観念との両立性である。社会的市場経済においては、さまざまなリスクに対する防御のための再分配施策が、自由と両立可能な形式的な活動規則の原則の中で達成することを求めている。その時これらの活動規則が、経験された諸個人の正義の観念と両立可能となっているか否かが検証されることが重要である。科学的諮問委員会は、再分配メカニズムの形成においては将来的にも過去と同じように、交付する側においても、市場経済を機能させることのために構成的である業績の刺激が空洞化されないことが配慮されねばならない、と強調している。

「複雑性」の視点から、資源配分と再分配の領域の活動規則の複雑性はそれほど大きくならないことが配慮されねばならない。学校において伝達される国民へのよりよい経済教育は、社会的市場経済の理解を高めうるとされる³⁵。

「評価」は、分権化された市場経済の中では、小さい管轄の中で脱中心的になされる予備テストの形でのみ可能であり、ここで肯定的評価がなされた場合、経済システムの受容は高まると考えられる。

「観察可能性」の視点からは、経済諮問委員会の活動は、社会的市場経済はその居住者に対して、その業績を明らかにすることを通して納得させうるし、また納得させなければならないことを示唆している³⁶。

これらの5つのパラメーターからの分析を通して、それぞれの分野での課題点を発見し、

³² Sauerland, D.:ibid.,S.81.

³³ Sauerland, D.:ibid.,S.52. ザウアーラントは、ロジャーズの技術的イノベーションの普及理論研究のなかで用いられた認識を、経済システムの領域に応用した、と述べている。ロジャーズは利用者の視点から、受容にとって本質的であるものとして同じ5つのパラメーターを区別した。Vgl. Rogers,e.M. *Diffusion of Innovations*, 2003.

³⁴ Sauerland, D.:ibid,S.53.

³⁵ Sauerland, D.:2013,S.83.

³⁶ Sauerland, D.:ibid.,S.83.

それらを順次改善してゆくことで、国民による自国の経済システムに対する受容を高めることにつながようとするものといえる³⁷。ザウアーラントの議論に見られる特徴として、彼は、社会的市場経済の理論的受容と実践的受容との乖離の原因を、主として認識上の問題に重点を置いて捉えている点を挙げるができる。このことは、「相対的利益」や「複雑性」「観察可能性」の項目に現れている。現行の市場経済システムは、「両立性」の原理に基づいて正しく運用されることによって、実現可能なくつかある代替的選択肢のなかで「相対的」に最良のものであり、そのことが国民への内容のさらなる伝達と、経済教育での理解の普及を通して浸透されることによって、経済システムへの受容は高まると考えられているのである。

4. 社会学的・実証的正義探求の議論からの示唆

ドイツにおける市場経済に対するアンケート調査からも明らかになったことは、ドイツの国民の市場経済システムに対する受容の減退が、正義や公正に関する国民の感覚と関連していることであり、その際にここでの正義・公正の感覚は理念的に考えられたものというよりは、実際の生活の場で捉えられたものと考えられる。このような正義に近いものとして実証的な正義探求の立場がある。

正義がいかに作用するかを分析するために、実証的正義の探求の方法は、リービヒ(S.Liebig)によれば、第一段階において主観的に知覚された不正義の内容を確認し、第二段階において、不正義の感情が当該行為者の行動に及ぼす作用を探求する。そしてこれらの手続きは経済的命題における人間的行為の説明に模写される。そのとき正義は、それによって個人が、自己の協働への準備を、推測上利用するかどうかという、協働関係を評価することを可能とする尺度である³⁸。とりわけ知覚された不正義が手続きの平面に存在するとき、そこから、他のものは規則に従わないという期待がもたらされる。この期待の基礎の上に自己の行動の適応が企てられ、この手続き規則が妥当している集団の業績力は低下することにつながる³⁹。

³⁷ また、同じ論集のなかでヴァイツゼッカー(von Weizsäcker C.C.)は、市場経済の受容問題をうけて、「経済の基本的な所与性が変化しているとき、妥当な経済秩序を再び問うこと、そしてそのために不可欠と評価された改革の必要性として転換すること」と問題設定をしている。彼はここで受容問題を経済秩序の抜本的改革につながる現象として理解している。ヴァイツゼッカーは、このような、適切な経済秩序に関する全体構想を獲得する思考の方法を、与件の「内生性」(Endogenisierung)という概念によって表現している。von Weizsäcker,C.C.: Akzeptanzdynamik der Marktwirtschaft : Die Frage nach der guten Wirtschaftsordnung, in : Theurl T.(Hg.):2013 a.a.O..S.33-47.

³⁸ Liebig, S.: Warum wir uns keine Ungerechtigkeiten mehr leisten Können,in: WSI Mitteilungen 1,2011.,S.2.

³⁹ Liebig, S.: ibid.,S.2.

ヴェーゲナー(B.Wegener)とリービツヒは、実証的正義探求の立場から、東西ドイツの経済秩序と社会的正義の観念の関係を明らかにしている⁴⁰。実証的正義探求の立場からは、分配の正義の原理は、諸個人の社会関係が形成されているそのつどの社会的文脈に依存して様々に異なったものになりうる事が示される。また所得分配に関する知覚された不正義は、景気循環など時の経過とともに変化しうるものとされる。

実証的正義に関わる調査の中では、正義のひな型としての個人主義と平等主義への賛同が調査の対象とされている。東西ドイツで比較した場合その結果は、東ドイツと西ドイツで明白に異なっている⁴¹。個人主義への賛同は1991年から2000年まで西ドイツで上昇し、それから2006年までは減少した。それと平行して平等主義への賛同が西ドイツにおいて2000年から2006年にかけて上昇した。東ドイツにおいては個人主義への賛同は再統合から2006年にかけて連続的に低下している。それに対して平等主義への賛同は再統合以降はず1996年から2006年間で明白に低下し、それからほとんど一定にとどまっている。そして西ドイツにおけるよりも明白に高い水準にある。西ドイツにおける個人主義への賛同の減少は、社会的市場経済の活動規則の受容が西ドイツで低下した期間と対応している。平等主義への賛同の増大は同時に東ドイツにおける市場経済の活動規則への賛同の低下と国家的再分配への願望の増大を意味すると考えられる。

成果に関連した正義として、2005年以来、ソシオエコノミック・パネル(SOEP)に基づくものがある⁴²。ここでは被質問者は、彼らの正義の感情を基にして自己の所得の評価を企てている。ここで示されたことは、2009年においてドイツにおける生業者の31%は自己の所得を不正義と考えていることである。ここにおいても東と西ドイツの間で大きな差異が存在する。古い連邦諸州においては生業者の28%のみが所得を不公正と考えているのに対して、新しい諸州においては45%である。

論文集『市場経済と社会的正義』は、2009年の「秩序経済学へのフライブルグ学派シンポジウム」における報告がおさめられ2012年に出版されたものであるが、この中での1つのセッションは、「社会学的正義探求は、自由市場経済の受容に何を述べるか」を主題として扱っている。ここでバウルマン(M.Baurmann)は、マクロ社会学的問題を個人主義的パラダイム(市場整合的とも言う)と全体主義的パラダイムの間のアルタナティブにおいて捉え、個人主義的パラダイムと市場に同感している⁴³。

リービツヒは、ここで正義を「現代社会において個人が協働の態勢を整える諸条件」と捉

⁴⁰ Wegener,B./Liebig,S.:Gerechtigkeitsvorstellungen in Ost- und Westdeutschland im Wandel: Sozialisation, Intereesen ,Lebenslauf, in: Krause,P./Ostner,I.(Hg.): *Leben in Ost- und Westdeutschland -Eine sozialwissenschaftliche Bilanz der deutschen Einheit 1990-2010*, Frankfurt, S.83-102.

⁴¹ Wegener,B./Liebig,S.:ibid.,S.89.

⁴² Wegener,B./Liebig,S.:ibid.,S.87.

⁴³ Baurmann,M.: Gerechtigkeitsüberzeugungen als kollektives Wissen, Marktwirtschaft und Gerechtigkeit aus der Sicht der Soziologie, in: Vanberg.V.(Hg.): 2012. *a.a.O.* .S.248-274.

え、正義の観念が多くを表象と結びつけられることを示している⁴⁴。市場の経済的交換関係には、貢献原理と業績原理が割り当てられるが、これは彼の主要な4つの正義の原理のうちの1つに過ぎない⁴⁵。そして、「他の正義原則の市場経済への考えうる侵害は何を意味するのか」、を問題にしている。また、リービヒは実証的な正義探求からの中心的成果として、貢献の正義と業績の正義は、正義のもっとも好まれる品種ではないことを確認している。このことは、他の正義原則による市場への侵害の危険性をさらに高める。

ここでこれらの議論を総括しているヴェーデ(E. Weede)が述べているように、国民の正義への強い選好を社会的価値として合法化し、制度的に実現しようとするとき、政治経済学への参照から明らかとなることは、分配闘争が社会的に合法化されるということであり、それは成長と福祉を危険にさらす可能性が高い⁴⁶。社会あるいは社会国家が、例えば必要の正義に方向づけを行い、必要が大規模に支持されるとき、必然的にそれは、成果を上げた者と業績の担い手の負担とならざるを得ず、このことはますます増大する狡猾さを社会の中に生み出さずにはおかない。その時必要の正義への方向付けは切り崩されるのではないか。

これに関してヴェーデは、2つの仮説を提起している⁴⁷。正義への熱望が人々に、自由意志的に他の人間の犠牲になろうとするように導くとき、あるいは自由意志的に公共財の創設への貢献を達成するように導くとき、それは社会の機能能力と安定性に貢献する。正義への熱望が、人々に、他者あるいは国家への要求、そしてそれとともに租税支払者への要求、かくして最終的に他者への要求を立てるとき、これらの熱望は、ともかくも自由な市場経済の、機能能力を危険にさらす。そして、ドイツにおける正義のディスコースは、彼の考えでは非常にしばしば、自身よりも他者への要求を合法化することに奉仕している。

大規模社会と市場経済においては、正義への社会的合意に到達する可能性は困難である。このなかで、自由市場経済の保持に利益を感じている者からなる社会にとって、どのような諸条件のもとで正義は重要な社会的価値として立てられうるのか、ということが問題となるだろう。

5. 所得分配不平等と社会学的状況に見られる変化

1) 所得分配の状況

不平等に関する指標としては、まず、G7の7か国において、1995年から2015年にかけて

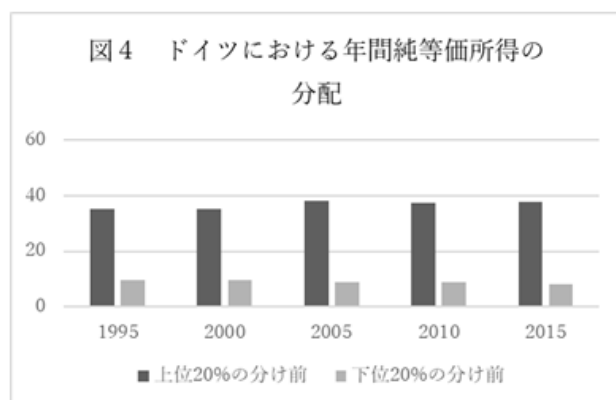
⁴⁴ Liebig, S.: *Gerechtigkeit als Bedingung individueller Kooperationsbereitschaft in modernen Gesellschaften*, in: Vanberg, V. (Hg.): 2012 *a.a.O.*, S.275.

⁴⁵ 彼は、交換と分配の正義の諸原理として、平等原則(Gleichheitsprinzip)、業績あるいは貢献原則(Leistungs- oder Beitragsprinzip)、請求権原則(Anrechtsprinzip)、必要原則(Bedarfsprinzip)を挙げている。(Liebig, S. *ibid.*, S.278-279.)

⁴⁶ Weede, E.: *Was kann die soziologische Gerechtigkeitsforschung zur Akzeptanz einer freien Marktwirtschaft sagen oder gar beitragen?* In: Vanberg, V.: 2012 *a.a.O.*, S.298.

⁴⁷ Weede, E.: *ibid.*, S.300.

て、所得の不平等を示す可処分所得のジニ係数はすべての国で上昇し、不平等化が進行している⁴⁸。そのなかで可処分所得のジニ係数において、ドイツは7か国中最も小さく、可処分所得の不平等度は最も小さい。国家的所得再分配の役割を示す、可処分所得のジニ係数が、市場所得のジニ係数を改善している度合いにおいて、2015年においてドイツはG7の7か国中、フランスに次いで大きい⁴⁹。



出典: Fuest(2018):Soziale Marktwirtschaft: Exportschlager oder Auslaufmodell?

これらの事実にもかかわらず、ドイツにおいて、1995年から2005年にかけて所得の不平等は増大した。人口の所得上位20%と下位20%の総粗所得に占める割合を見ると、上位20%の所得割合は2005年に38.1%の最高点に達し、その後も高い値で推移している。下位20%の割合は、それに対して2005年に8.8%まで低下し、2015年にはさらに8.3%まで低下した。また所得の二極化の中で中間層の割合の減少も生じている⁵⁰。(図4)またフュエストがOECDにデータから作成した

財産の分配における不平等度において、ドイツは欧米諸国18か国中4番目に高いジニ係数である⁵¹。

2) 社会学的状況

生活状況と様相に見られる変化としては、ティーレマン(U.Thielemann)によれば、生活関係の経済主義化と脱保障化が現れた⁵²。脱保障化とは、社会保障が達成し、個人的に感じられるコントロールの喪失を食い止める、民主主義的な参加の約束の取り下げ、を意味する。コントロールの喪失は、雇用の状況の不安定さよりも、期待される雇用の見込みの不安定さから生じている。この結果、地位の恐怖を回避するため、「権威主義的取り締まり」を約束する右翼ポピュリズム政党が台頭した。

グローバル化による一般的な競争圧力、進行する技術進歩、資本市場に由来する収益率の圧力は、例えば労働圧縮の広められた戦略を通して、労働圧力とストレスの増加につながっ

⁴⁸ Fuest,C.: Soziale Marktwirtschaft: Exportschlager oder Auslaufmodell? In : ifo Schnelldienst 71Jahrgang 21., 2018, S.39.

⁴⁹ Fuest,C.: ibid., S.40.

⁵⁰ Fuest,C.: ibid., S.40.

⁵¹ Fuest,C.: ibid., S.41.

⁵² Thielemann,U.: Die Revitalisierung der Idee der Sozialen Marktwirtschaft, in: Meinzer,M.and Pohl,M.(Hg.): *Finanzethik und Steuergerechtigkeit*,Wiesbaden 2020., S.67.

た。被用者の半数以上が報告している、年々増加する要請は、ますます家族と職業の両立を困難にしている⁵³。

6. 社会倫理的視点を伴った市場社会の構想

ドイツの経済システムに対する国民の受容に関連する様々なアンケート調査の結果から明らかとなったことは、今日、「正義」や「公正」といった価値が、ドイツ国内で新たに、経済秩序の形成のための中心的な参照点になっているということである。ドイツ経済技術省科学諮問委員会は所見に代表されるような、経済システムの受容の低下に対する主要な対応を形成したのは、個人主義的自由を基調とする市場経済の原理を再確認し、改めて確立するという立場であった。また公正の面に関しては、出発点の平等として教育の機会の均等によって達成しようとするものである。

しかし市場主義を推進する諸改革の中で、所得分配の不平等や生活状況の不安定化が進展し、解決されないままとなっている。このことによって社会的正義や公正に関する経済システムの受容は低くとどまっている。このことは、市場社会を、自由の個人主義的倫理的要請を通して形成しようとする場合の限界を示していると見ることができる。ここから、社会倫理的視点を伴った構造によって市場社会を補完するシステムの形成が考えられる⁵⁴。

アスレンダー(M.S.Aßlinder)によれば、社会的市場経済の先行的思想家達は、新たに創設すべき経済的戦後秩序をめぐる議論のなかで、経済的効率と社会平衡をともに調和させようとする「第3の道」を主張したとき、社会的に公正な社会を創出するために、経済秩序を新しく全体社会秩序に埋め込むことを要請した⁵⁵。

彼らにおいては、個人の経済活動を共同体の繁栄に効果的なものとすることを保証しようものとして競争秩序が要請された。経済はこの意味において生の全体的秩序の一部として考察され、従って常により高次の人間的な目的に奉仕する地位に置かれた⁵⁶。かくして社会的市場経済の初期の理論家達には、経済的プロセス内部の正義への問いのみが問題となっていたのではなく、公正な社会一般へのより重要な問いが問題となっていたのである。

市場経済社会の推進を掲げながら同時に共同体の視点による社会の原理を主張する最近

⁵³ Thielemann,U.: *ibid.*, S.67.

⁵⁴ このような社会倫理的視点の導入という立場は、ゴールドシュミット(N.Goldschmit)が、経済システムへの受容の低下の問題を、「社会的市場経済の意味の危機」としてとらえ、その解決策として述べているものである。彼は次のように述べている、「科学的にも、現代の市場社会は、まさに個人倫理的要請を通して統御されているのではなく、社会倫理的に基礎づけられた構造を必要としている、ということ繰り返して指し示すことである。」(Goldschmit,N.: *Soziale Marktwirtschaft in der Sinnkrise*, in : *Wirtschaftsdienst*, 88 Jahrgang, (7), 2008,S.423.)

⁵⁵ Aßlinder,M.S.: *Soziale Gerechtigkeit und Soziale Marktwirtschaft*, in : *Wirtschafts- politische Blätter*, Vol.58., 2011, S.187.

⁵⁶ Aßlinder,M.S.: *ibid.*, S.188.

の論者として、ペツォールト(M.Pätzold)とトールクミット(V.Tolkmitt)の主張を挙げる事ができる⁵⁷。

自由市場経済の原理において市場メカニズムは、業績と業績意志に報いる資源と福祉の社会的分配を生み出す。目指す価値のある目標として、全体-福祉水準の最大化が要請される。またそれと並んで諸個人の自由な展開が挙げられる。市場メカニズムへの干渉は、全体の福祉の削減を引き起こすため、不利なものとして、極力避けられる。これに際して、資源の初期分配の問題は、望ましい資源配分の問題からは除外されているが、個人的自由主義の立場からは、初期配分の不平等は、個人の自由の観点から明らかな不公正を意味するため、出発点の公正が主張される。

ペツォールトらは、初期配分の不平等の問題と並んで、業績力が相対的により少ない結果、排除の危険にさらされている諸個人の社会への編入の問題を、市場経済のメカニズムの機能の中で除外されている重要な問題として挙げている⁵⁸。この問題は、市場経済が経済モデルと異なって現実に生じさせる不完全性の1つとされるものである。市場では業績力のある個人のみが所得を獲得することができる。個人の共同体としての側面に由来する社会的基本価値は、業績の相対的にわずかな個人の社会への編入を確実にし、機会の平等を達成することを不可欠のものとしている⁵⁹。

広範な大衆(社会的中間層と特徴づけられる)にとって社会的上昇の可能性がより大きくなった、一方、その間に、雇用と労働による社会的参加(Teilhabe)を知らない多くの世代にわたる家族が存在する。彼らは社会政策の推測上の敗者であり、たいてい政策を通してもはや属していないと感じている。市場経済システムの受容はそれを通して低下したのである⁶⁰。

持続的に自己の所得を稼ぎ得ない者、あるいは市場の不完全性により目下のところいかなる所得も稼いでいない者に対する最低の供給、社会における同等の立場への秩序枠が配慮されねばならない。社会生活への統合に基礎的保障では十分でないとき、社会政策はさらなる干渉的手段を用いる。彼らはこの政策を人間化政策(Humanisierungspolitik)と呼んでいる⁶¹。この人間化政策に含まれるものとして、憲法(基本法)への基本的自由の繋ぎ止め、健康と生活の保護、家族の保護、諸個人の社会的並びに法的な同等の地位、機会の平等、責任法(市民法、行政法、刑法)が挙げられている。

社会倫理的立場に立つ論者として、ティーレマン(U.Thielemann,)の議論を挙げる事がで

⁵⁷ Pätzold,M.and Tolkmitt,V. : *Reichtum ohne Grenzen? Die Soziale Marktwirtschaft im 21. Jahrhundert*, Wiesbaden.2018. ペツォールトらの立場は、カトリック社会論(Katholische Soziallehre)である。カトリック社会論やドイツの社会政策に関しては、足立正樹『現代ドイツの社会保障』高菅出版 1995年、参照。

⁵⁸ Pätzold,M.and Tolkmitt,V. : *ibid.*, S.31.

⁵⁹ Pätzold,M.and Tolkmitt,V. : *ibid.*, S.33.

⁶⁰ Pätzold,M.and Tolkmitt,V. : *ibid.*, S.47.

⁶¹ Pätzold,M.and Tolkmitt,V.: *ibid.*, S.57-59.

きる。彼によれば、歴史的にドイツの戦後期の黄金時代として語られるものは、「規制され、そして市場と疎遠な公正と合理性の視点が、習慣的に埋め込まれた市場」⁶²として成立していた。そこでは指導像は、簡潔に定式化されていない。それは不完全で不十分な、そしてより確立された社会的市場経済であり、それはむしろ様々な社会的諸力、基本的経済、並びに技術的発展の協働から生じた。

ティーレマンによれば、社会的市場経済の社会的なるものは、エアハルト(L. Erhard)とミュラー＝アルマック(A. Müller-Marmack)ら数名を例外として、新自由主義者の意思に反して、確立された。ここではむしろカトリック社会論が重要な役割を担った⁶³。すなわちそこで社会的なるものは、社会的に規制された、広範な参加を意図した、市場経済秩序であり、連帯性も重要な役割を担ったのである。

しかしここから次第に、競争と市場を社会の中心的問題解決手段と見なす精神的優位が30年以上にわたってもたらされた。2008年の金融危機のショックの後、メルケル首相は、彼女が「人間的な市場経済」と呼んだ理念への配慮を要請した⁶⁴。しかし現実的に革新的な指導像が形成されるのではなく、市場経済の優位性は確立されたまま、温存されたのである。

彼の述べる社会的市場経済の指導理念は、「資本主義的ダイナミックスの文明化と制御」⁶⁵として把握されるものである。彼の述べる指導理念は2つの国家政策的柱と1つの文化的柱からなり、後者は、「互いの交流における節制と公正の経済文化の発展と育成」⁶⁶である。ティーレマンは、自分たちと同じ立場に立つものとして、2018年のCDU/CSU/SPDの連立契約を挙げている⁶⁷。ここでも、かつて戦後経済において特殊な方法で確立された社会的市場経済のルネッサンスを必要としている、ということが述べられている。ここでは、社会的市場経済は、企業の責任、社会的パートナーシップ、共同決定、並びに、経済で生み出された福祉の公正な分配を通して特徴づけられる。

ティーレマンは、今日支配的な経済主義を克服する原理と、それに基づく政策について主張している。経済主義では経済的議論が、「正しい行為の最終的基礎づけ」を形成している

⁶² Thielemann,U.: Die Revitalisierung der Idee der Sozialen Marktwirtschaft, in: Meinzer,M.and Pohl,M.(Hg.): *Finazethik und Steuergerechtigkeit*,Wiesbaden 2020., S.58. ティーレマンは、統合的経済倫理学(Integrative Wirtschaftsethik)の立場から議論を展開している。なお近年のこれらの関連する分野での包括的議論については、永合位行『福祉国家体制の危機と経済倫理学の再興：ドイツ語圏における展開』有斐閣 2016年、参照。

⁶³ Thielemann,U.: *ibid.*, S.57.

⁶⁴ Thielemann,U.: *ibid.*, S.56.

⁶⁵ Thielemann,U.: *ibid.*, S.57. ティーレマンのこの指導像の考え方は、フランクフルト学派のハーバーマスと共通のものである。Vgl.Habermas,J.: *Zur Verfassung Europas*. Suhrkamp, Frankfurt a.M., 2011.

⁶⁶ Thielemann,U.: *ibid.*, S.58. また彼の述べる2つの国家政策的柱とは、1. 規制を通しての市場のダイナミックスの制御、2. 競争の帰結の分配政策的希薄化、である。

⁶⁷ Thielemann,U.: *ibid.*, S.59.

68. 個人の平面、とりわけ企業、投資家において経済主義は、あらゆる視点がラジカルに唯一の原理、すなわち収益率の上昇の原理に従属する。社会的市場経済の刷新は、思考の種類革新を必要とする⁶⁹。まず、われわれはいかに生き、また共生することを望んでいるか、を問う段階が現れる。これは、われわれは、競争力にとどまり、あるいはそれを身につけるためにいかに生きなければならないか、に代わって現れるものである。ここで経済的議論は一段引き下がり、それは他の視点、要求、利益と同一線上に置かれることによって、相対化される。政治的ディスコースは、従来一般的に進歩の化身としてあらかじめ定められていた市場整合的な政策コースの設定にもはやそう必要はなくなり、そこには少なくとも同等に資格づけられた他のタイプの理由が編入される。そして総じて矛盾した諸要求と利益の間の考慮がなされる。

このような政策として例えば社会政策において、留保賃金(Reservationslohn)の引き上げが妥当する⁷⁰。これは同時に事前分配と再分配に作用し、それゆえ公正で業績にふさわしい参加の機会の創設を助ける。外国貿易の領域での輸出志向性からの離反、すなわち誤った、新自由主義改革を通して比較的小さいと考えられる国内需要を、外国からの購買力で焼き増しする戦略を取り除く。それによってドイツ経済の外国需要への依存性が低下する。国内需要の相応の強化は購買者としても国内被用者の数を再び増大させる。

7. むすびにかえて —参加と統合のための総合的施策の展開と市場経済

社会的側面を重視する視点からは、社会の成員すべてに、経済的、社会的、政治的参加を促進し、社会的統合を促進させ、それによって機会の平等を創り出す諸施策を挙げることができる。このような政策目標のためには、経済政策と社会政策の諸領域の全般にわたって、個別政策領域の再考と根本的な再構築が求められるだろう。例えば、ドイツ経済研究所(DIW: Deutsches Institut für Wirtschaftsforschung)所長フレッチャー(M.Fratzcher)は、「ドイツは、非常に多くのエネルギーを機会の平等に使用するときのみ、社会的市場経済への要求を正当となしうる」⁷¹、と述べている。彼は、ドイツにおける不平等を制限し、機能的な社会的市場経済を確実にするためには、5つの領域において根本的な諸改革が必要であるとし、教育政策(Bildungspolitik)、家族とジェンダー政策(Familien- und Genderpolitik)、租税システム(Steuersystem)、労働市場(Arbeitsmarkt)、私的配慮(private Vorsorge)といった諸領域を挙げている⁷²。例えば労働市場を例にとれば、ドイツにおける労働市場諸改革によって、2005年以来、失業率が大きく減少するという成果が見られた。そして多くの人が職場につくことがで

⁶⁸ Thielemann, U.: *ibid.*, S.69.

⁶⁹ Thielemann, U.: *ibid.*, S.72.

⁷⁰ Thielemann, U.: *ibid.*, S.73.

⁷¹ Fratzscher, M.: Hohe Ungleichheit durch schlecht funktionierende soziale Marktwirtschaft, in: *Wirtschaftsdienst*, 97Jahrgang, (8), S.588.

⁷² Fratzscher, M.: *ibid.*, S.586.

きた。しかしフレッチャーのような社会的統合と参加を重視する視点からは、「失業率のみでは有効な経済政策の目的でありえない」⁷³。同様に重要なことは、よき資格付与と流動性を通して、長期に職場にとどまるばかりでなく、よりよい所得を伴った昇進の可能性が彼らに開かれていることである⁷⁴。

教育システムのさらなる根本的な諸改革は、優先的に取り組まれる必要がある領域である。教育システムの質と業績力の多くの指標において、ドイツは国際的に中間に過ぎない。また教育と資格へのアクセスにおける差異は、社会集団間で大きい。過去数十年間に多くの改革がなされたが最終的には部分的に再び不適切であり非難された⁷⁵。政治は、早期子供教育の大きな重要性を認識しているが、しかしこれまで部分的にのみ扱ってきた⁷⁶。早期子供教育への投資は、二次的あるいは三次的領域における教育支出よりも、明白により高いにもかかわらず、ドイツは早期教育において、OECD 諸国の平均を下回っている。そして部分的には、北欧諸国においてこの領域に投資されているものの半分のみ額になるに過ぎない。そしてこれらの早期子供教育を中心として教育政策の多くの領域においても、社会的視点に立った根本的な考え方の転換が必要とされるだろう。早期子供教育も経済的利回りの視点ばかりでなく、社会的に弱い家族の子供を社会的に統合するという視点から考察されるべきである。子供は、若い年においてもすでに Kita (幼児保育施設) に送られるが、それは両親の負担を軽減させるばかりでなく、まさに教育と疎遠な家族の子供は、Kita を訪れることから相当な教育上の利益を得るのである⁷⁷。

Ifo 経済研究所(Ifo Institut für Wirtschaftsforschung)所長フュースト(C.Fuest)は、市場経済的効率性と社会的平衡の意味あるバランスの意義は、今日、以前よりも経済的議論の中心点にあるとしている。「ドイツにおいて今日支配的な経済関係がまさに明らかにしたのは、競争の保護と並んで、社会的平衡のための政策が総じて有効であるということである」⁷⁸。広範な人口層のために福祉並びに社会的にリスクから防御することに到達するためには、経済的並びに政治的的枠条件の変更に繰り返し反応することが必須である⁷⁹。技術変化と進行する経済のグローバル化は高い資格づけられた労働と低く資格づけられた労働の間の分岐する所得の傾向、並びに、労働と特定の形態の資本との間の分岐を、恐らくさらに先鋭化する。人口的变化はドイツの社会国家に大規模に負担を負わせる。デジタル化は競争政策を新たな課題の前に立たせる⁸⁰。

⁷³ Fratzscher, M.: *ibid.*, S.588.

⁷⁴ Fratzscher, M.: *ibid.*, S.588.

⁷⁵ Fratzscher, M.: *ibid.*, S.587.

⁷⁶ Fratzscher, M.: *ibid.*, S.587.

⁷⁷ Fratzscher, M.: *ibid.*, S.587.

⁷⁸ Fuest, C.: Soziale Marktwirtschaft: Exportschlager oder Auslaufmodell? In : ifo Schnelldienst 71Jahrgang 21., 2018, S.44.

⁷⁹ Fuest, C.: *ibid.*, S.44.

⁸⁰ Fuest, C.: *ibid.*, S.44.

再分配や社会的諸施策において、「分配の正義」が強調され、実質的な公平を目的とした政策は、業績への誘因を低下させ経済的ダイナミックとイノベーションの能力を麻痺させ、市場経済の生産的な核心を弱体化させる。ドイツでも、社会的支出と再分配に多くを支出し、一方で目的に対する正確さがないとされた。欠如した機会の平等を、社会的移転支払いによる再分配で克服する試みが繰り返しなされてきた。この点にかんして、ペツォールトらは、魔法の六角形⁸¹によって、市場経済における社会政策の基準点を定める試みや、社会政策の秩序政策的繋ぎ止め、社会政策の体系化によって、市場整合的政策のみならず、市場と非整合的な政策を含みながら、全体経済秩序との関連付けを念頭に置いている⁸²。

フューストは、「包摂的経済成長(Inklusive Wirtschaftswachstum)の支配的諸条件のもとで、エアハルトが名付けた『すべてのものの福祉』(Wohlstand für Alle)に到達することが、将来にわたって、そしてドイツに限らず国際的に、経済政策の中心課題に属するようになるだろう」⁸³と述べている。大規模な再分配や社会的移転支出に比べて、機会の平等や社会への参加を促進させる政策は経済成長との両立性が高いと考えられる。例えば OECD によれば、財政政策が反景気循環的に作用することを確実にし、そして財政の空間が、最も悪い状態の人々の諸機会を改善する生産的投資に使われる場合⁸⁴、また、経済変化から損失を被った人々が、新しい経済状態により良く適応し、不利益のサイクルを破ることを助ける公的投資を鼓舞するような政策フレームワークの創造⁸⁵、そして、離職者が新しい職に移行したり新しい技能を身につけることを助ける補完的な労働市場改革と所得のサポートからなる構造政策⁸⁶、などが成長と機会の均等や平等性を同時に高める諸施策の事例として挙げられている⁸⁷。

最近の社会的包摂と経済成長をめぐる知見によれば、1990年代以降の情報技術とコミュニケーション技術の発達が生産性に及ぼした影響を通じて、2000年代の初め以来、諸企業と諸地域間の生産性の差異が拡大している⁸⁸。いくつかの大企業といくつかの都市は、生産性の上昇と繁栄を経験し、他の企業ととりわけ農村地域では、経済は停滞している。そしてこの生産性の差異は、地域間の所得上の差異と、増大する福祉水準の差異に反映されている。その結果、生産性の発展と経済成長は、ますます包摂性を低め、参加の機会を低下させている。このような観点からも、機会の平等と社会への参加を促進される総合的取り組みが、経済システムの受容を高めるうえで必要とされているといえる。

⁸¹ 魔法の六角形(Das Magische Sechseck)は、経済成長、高い雇用状態、生活しやすい環境、対外経済均衡、安定した価格水準、公正な所得と財産の分配である。Pätzold and Tolkmitt ,2018 a.a.O., S.36.

⁸² Pätzold and Tolkmitt : ibbid., S.56.

⁸³ Fuest, C.: ibid., S.44.

⁸⁴ OECD : *A Fiscal Approach Inclusive Growth in G7 Countries.*,Paris, 2017.

⁸⁵ OECD : *Opportunities for All*, Paris, 2018, p.16.

⁸⁶ OECD : *Opportunities for All*. p.16.

⁸⁷ しかし包摂的成長をめぐるすべての政策が、Win-Win の関係になるのではない。(OECD, 2018, *Opportunities for All*.p.17.)

⁸⁸ Bertelsmann Stiftung(Hg.) : *Productivität und Inklusives Wachstum*,Gütersloh 2020, S.15.

【参考文献】 .

- 足立正樹(1995) : 『現代ドイツの社会保障』 高菅出版.
- 永合位行(2016): 『福祉国家体制の危機と経済倫理学の再興: ドイツ語圏における展開』 有斐閣.
- Abänder, M.S.: Soziale Gerechtigkeit und Soziale Marktwirtschaft, in : Wirtschafts- politische Blätter, 2011, Vol.58., S.187-197.
- Baumann, M.(2012): Gerechtigkeitsüberzeugungen als kollektives Wissen, Marktwirtschaft und Gerechtigkeit aus der Sicht der Soziologie, in: Vanberg.V.(Hg.)(2012). .S.248-274.
- Bertelsmann Stiftung(2010): *Allensbach-Umfrage Einstellungen zur sozialen Marktwirtschaft in Deutschland im Jahresanfang 2010*, Gütersloh.
- Bertelsmann Stiftung(2011): *Infas-Umfrage: Zukunft soziale Marktwirtschaft*.
- Bertelsmann Stiftung(Hg.) (2020),*Productivität und Inklusives Wachstum*, Gütersloh
- Erlei/Leshke/Sauerand (2007): *Neue Institutionenökonomik* 2.Aufl.Stuttgart.
- Euchen,W.(1952): *Grundsätze der Wirtschaftspolitik*, 1952.
- Goldschmit,N.(2008): Soziale Marktwirtschaft in der Sinnkrise, in : Wirtschaftsdienst, 88Jahrgang, (7), S.422-423.
- Fratzcher, M.(2016): Hohe Ungleichheit durch schlecht funktionierende soziale Marktwirtschaft, in : Wirtschaftsdienst, 97Jahrgang,(8), S.583- 587.
- Fuest, C.(2018): Soziale Marktwirtschaft: Exportschlager oder Auslaufmodell? In : ifo Schnelldienst 71Jahrgang 21., S.35- 45.
- Kersting,W.: *Wie gerecht ist der Markt? Ethische Perspektiven der sozialen Marktwirtschaft*, Hamburg, 2012.
- Habermas、 J.(2011): *Zur Verfassung Europas*. Suhrkamp, Frankfurt a.M.
- Hampe, P. (2018), Wie sozial ist die Soziale Marktwirtschaft? :in ,ifo Schnelldienst 71Jg.15.,S.12-17.
- Institut für Demoskopie Allensbach(2012) :*Das Unbehagen am Kapitalismus, Eine Dokumentation des Beitrags von Prof.Dr.Renate Köcher*
- .Köcher,R.(2018): Die Akzeptanz eines Wirtschaftssystems ist abhängig von seinem Erfolg、 Ludwig-Erhard -Preis Für Wirtschaftspublizistik. 19. Feb 2018
- Krause,P./Ostner,I.(Hg.):*Leben in Ost- und Westdeutschland*,Frankfurt,2010,S.83-102.
- Liebig,S.(2011): Die Bedeutung von Gerechtigkeit in marktgesteuerten Gesellschaften, in:, Wirtschafts- politische Blätter, 2011, Vol.58.,S.199-212.
- Liebig,S.(2012) : Gerechtigkeit als Bedingung individueller Kooperationsbereitschaft in modernen Gesellschaften, in: Vanberg,V. (Hg.) (2012), S.275-295.
- Losse,B. (2016): Allensbach-Umfrage, Kein Starker Rückhalt für die Marktwirtschaft. In: Wirtschafts Woche 2016.9.25.
- Müller-Armack,A.:*Wirtschaftslenkung und Marktwirtschaft*,1948.
- OECD,2017, *A Fiscal Approach Inclusive Growth in G7 Countries.*,Paris.
- OECD, 2018, *Opportunities for All.*,Paris.
- Pätzold,M./Tolkmitt,V.(2018): *Reichtum ohne Grenzen? Die Soziale Marktwirtschaft im 21. Jahrhundert*, Wiesbaden.
- Rogers,e.M. 2003. *Diffusion of Innovations*
- Sauerland,D.(2004):Die Gesetzliche Krankenversicherung in der Sozialen Marktwirtschaft, : eine

- Ordnungspolitische Analysis, in: ORDO, Band 55, S.209-233.
- Sauerland, D. (2013): Zur Beziehung von Akzeptanz, Gerechtigkeit und Leistungsfähigkeit der Sozialen Marktwirtschaft., in: , in : Theurl T. (Hg.): 2013. S.49-90.
- Sinn, H.-W. (1986): Risiko als Produktionsfaktor, Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik. Nr.201. S.557-571.
- Theurl, T. (Hg.) (2013): *Akzeptanzprobleme der Marktwirtschaft: Ursachen und wirtschaftspolitische Konsequenzen*, Schriften des Vereins für Socialpolitik 336, Berlin.
- Thielemann, U. (2020): Die Revitalisierung der Idee der Sozialen Marktwirtschaft, in: Meinzer, M. and Pohl, M. (Hg.): *Finanzethik und Steuergerechtigkeit*, Wiesbaden, S.53-86.
- Vanberg, V.: *Marktwirtschaft und Gerechtigkeit*, Freiburger Diskussionspapiere zur Ordnungsökonomik Nr.05-11, Freiburg, 2005.
- Vanberg, V. (Hg.) (2012): *Marktwirtschaft und soziale Gerechtigkeit*, Tübingen.
- Weede, E. (2012): Was kann die soziologische Gerechtigkeitsforschung zur Akzeptanz einer freien Marktwirtschaft sagen oder gar beitragen? In: Vanberg, V. (2012), S.297-302.
- Wegener, B./Liebig, S.: (2010): Gerechtigkeitsvorstellungen in Ost- und Westdeutschland im Wandel: Sozialisation, Interessen, Lebenslauf, in: Krause, P./Ostner, I. (Hg.): *Leben in Ost- und Westdeutschland - Eine sozialwissenschaftliche Bilanz der deutschen Einheit 1990-2010*, Frankfurt, S.83-102.
- von Weizsäcker, C.C. (2013): Akzeptanzdynamik der Marktwirtschaft : Die Frage nach der guten Wirtschaftsordnung, in : Theurl T. (Hg.): 2013. S.33-47.
- Wissenschaftlicher Beirat beim Bundesministerium für Wirtschaft und Technologie (2009) : *Akzeptanz der Marktwirtschaft: Einkommens- verteilung, Chancengleichheit und die Rolle des Staates*.